

料金表（医療保険）

医療保険制度（健康保険、後期高齢者医療等）による訪問看護サービスの利用料は、訪問看護管理療養費＋訪問看護療養費＋各種加算（利用者個々の適応時）＋その他の費用の合計での額になります。※保険の種類によって利用者の自己負担額が違います。

訪問看護管理療養費、基本療養費（１日につき）

訪問看護 基本療養費 （Ⅰ）		利用料	１割負担	２割負担	３割負担
	週３日まで （看護師等）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週３日まで （准看護師）	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週４日以降 （看護師等）	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週４日以降 （准看護師）	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等	5,550円			

訪問看護 基本療養 費（Ⅱ）			利用料	
	看護師	（１） 同一日２人	①週３日目まで5,550円	②週４日目以降6,550円
		（２） 同３人以上	①週３日目まで2,780円	②週４日目以降3,280円
	准看護師	（１） 同一日２人	①週３日目まで5,050円	②週４日目以降6,050円
		（２） 同３人以上	①週３日目まで2,530円	②週４日目以降3,030円
	理学療法士等	（１） 同一日２人	5,550円	
		（２） 同３人以上	2,780円	

訪問看護基本療養費（Ⅲ）	8,550円
--------------	--------

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）		週３日まで	週４日目以降
看護師・作業療法士	30分以上の場合	5,550円	6,550円
	30分未満の場合	4,250円	5,100円
准看護師	30分以上の場合	5,050円	6,050円
	30分未満の場合	3,870円	4,720円

精神問訪問看護基本療養費（Ⅲ）（同一建物居住者）			週3日目まで	週4日目以降
看護師 作業療法士	同一日2人	30分以上の場合	5,550円	6,550円
		30分未満の場合	4,250円	5,100円
	同一日3人以上	30分以上の場合	2,780円	3,280円
		30分未満の場合	2,130円	2,550円
准看護師	同一日2人	30分以上の場合	5,050円	6,050円
		30分未満の場合	3,870円	4,720円
	同一日3人以上	30分以上の場合	2,530円	3,030円
		30分未満の場合	1,940円	2,360円

訪問看護管理療養費（二）			1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	7,670円		767円	1,534円	2,301円
2回目以降	（イ）	3,000円	300円	600円	900円
	（ロ）	2,500円	250円	500円	750円

＊ 訪問看護基本療養費は週に3日までが限度です。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合は制限がありません。（Ⅱ）とは、同一建物居住者である利用者に対して訪問看護を行った場合に算定されます。

※准看護師が訪問した場合は、1割減算します。

＊加算項目	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算（イ）（月1回）	6,800円	680円	1,360円	2,040円
24時間対応体制加算（ロ）（月1回）	6,520円	652円	1,304円	1,956円
緊急時訪問看護加算（1回）	2,650円	265円	530円	795円
特別管理加算（Ⅰ）（月1回）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）（月1回）	2,500円	250円	500円	750円
夜間・早朝訪問看護加算（1回）	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（1回）	4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護ターミナルケア療養費加算1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費加算2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算（看+看）	4,500円	450円	860円	1,350円
複数名訪問看護加算（看+准看）	3,800円	380円	760円	1,140円

複数名訪問看護加算（看+補助者）		3,000円	300円	600円	900円
複数名訪問看護加算（看+補助者）		3,000円	300円	600円	900円
（別に厚生労働大臣が定める場合）		6,000円	600円	1,200円	1,800円
		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
複数回訪問加算	2回/日	4,500円	450円	900円	1,350円
	3回/日	8,000円	800円	1,600円	2,400円
訪問看護情報提供療養費1		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費2		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費3		1,500円	150円	300円	450円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
乳幼児加算		1,500円	150円	300円	450円
精神科重症患者 支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理 料2のイを算定する患者	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	精神科在宅患者支援管理 料2のロを算定する患者	5,800円	580円	1,160円	1,740円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ		1,050円	105円	210円	315円
訪問看護物価対応料1イ（月の初日の場合）		60円	6円	12円	18円
訪問看護物価対応料1イ（月の2日目以降の訪問の場合）		20円	2円	4円	6円
訪問看護医療情報連携加算（月1回）		1,000円	100円	200円	300円
訪問看護遠隔診療補助料		2,650円	265円	530円	785円

*その他の費用（実費）	保険適応外
交通費（サービス実施区域外）	通常の事業の実施地域内外・・・無料
キャンセル料	24時間前まで…無料 12時間前まで…50% 12時間以内…100%
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。	
③サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。

④エンゼルケア 死後の処置	10,000円
------------------	---------

*24時間対応加算は、電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応でき、さらに必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にある場合、利用者の同意を得て加算します。

*緊急時訪問看護加算は、利用者やその家族の求めに応じて主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合に、1日につき1回限り加算できます。この加算を算定するには、主治医が在宅療養支援診療所または在宅支援病院の保険医であり、またその主治医の指示による必要があります。

*特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して常時対応でき、計画的な管理を実施できる体制にある場合に月に1回のみ算定します。なお、4日以上以上の訪問看護が必要となります。利用者の状況により算定額が変わります。

*訪問看護ターミナルケア加算とは、主治医との連携の下に在宅又は特別養護老人ホーム等での終末期の看護の提供を行った場合で看取り介護加算等の算定がない場合、若しくは特別養護老人ホーム等で終末期の看護の提供を行った場合で、看取り介護加算等の算定がある場合に算定します。対象となるのは、在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者と、ターミナルケアを行った後24時間以内に在宅以外で死亡した利用者です。主治医の指示により死亡日の14日以内に2回以上訪問看護を行い、ターミナルケアの支援体制について利用者とその家族に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に、死亡月に1回のみ算定します。

*長時間訪問看護加算は、1回の指定訪問看護の時間が90分を超える場合に週1回に限り算定します。対象は、人工呼吸器を使用している状態にあるもの等に限りします。

*複数名訪問看護加算は、必要があって、同時に複数の看護師等及び看護補助者による指定訪問看護を実施した場合、1人の利用者に対して週1回（看護補助者の場合は週3回、二を除くもので、別に厚生労働大臣が定める場合は1日1回、1日2回、1日3回以上）に限り、利用者の同意を得て加算します。次のいずれかに該当するものです。

イ、厚生労働大臣が定める疾病等（末期の悪性腫瘍、神経難病等、別表第七に掲げる者）

ロ、特別管理加算の対象者（別表第八に掲げる者）

ハ、特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者

ニ、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破壊行為等が認められるもの

ホ、利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められるもの

ヘ、その他利用者の状況から判断して、イ～ホまでのいずれかに準ずると認められるもの
※ホ及びヘについては看護補助者に限る。

- ＊複数回訪問加算は、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間中の利用者のみに算定されます。
- ＊訪問看護情報提供療養費1は、利用者の居住地の市町村、保健所、精神保健センターに対して、指定訪問看護に関する情報を提供した場合に算定します。これは、有機的な連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進することを目的とします。
訪問看護情報提供療養費2は、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の入学・転校時等に義務教育諸学校等からの求めに応じて情報を提供した場合に算定します。
訪問看護情報提供療養費3は、保険医療機関等に入院・入所するにあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供を行った場合に算定します。
- ＊退院時共同指導加算は、主治医の所属する医療機関に入院中で、退院後に指定訪問看護を受けようとする場合、退院後の在宅療養についての指導を入院施設職員と共同で行い、その内容を文書提供した場合に加算します。重症者管理加算を算定しているものや厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に限り、複数回行った場合に2回分まで算定します。
- ＊特別管理指導加算は、退院後、特別な管理が必要な者に対して、在宅医療を担う医療機関の保険医、若しくは当該保険医の指示を受けた看護師、または訪問看護ステーションの看護師が、退院時共同指導を行った場合に算定します。
- ＊退院支援指導加算は、重症者管理加算の対象者と厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合に算定します。
- ＊在宅患者連携指導加算は、利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関、歯科訪問診療を実施している医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と月2回以上文書等により情報共有し、それを踏まえて指導した場合に算定します。
- ＊在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに参加し共同で利用者や家族に対して指導を行った場合、月に2回に限り算定します。
- ＊看護・介護職員連携強化加算は、喀痰吸引等を行う介護職員等へ訪問看護ステーションが支援を行い連携した場合に算定します。

指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

訪問看護計画を作成する者

氏名 管理者・看護師 竹下 みちよ

1ヵ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）の目安

利用者負担額の目安額	
------------	--

令和6年6月 1 日改定